

整理番号	22-3	事務事業名	介護保険賦課徴収事務	作成部署	保健福祉部介護保険課	電話	内線816
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 石井 潤一郎	課長職名	佐藤 隆	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H12	根拠法令等	介護保険法第129条				
〃 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	高齢化が進むなかで、国民の誰もが直面することとなる介護の問題を社会全体で支えていく仕組みとして始まった介護保険制度において、財源の一部である65歳以上の保険料の賦課から徴収までを行うことにより、制度を円滑に進める。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	高齢者福祉	(第5節)
	施策	在宅福祉サービスの充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	主に北広島市に住民登録のある65歳以上の方	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	市民が必要なときに自分の状態にあった介護サービスを利用し、長年住み慣れた地域社会で、安心して暮らせるように制度の財源である保険料を確保するため賦課事務を行う。また、公平な負担かつ適正な給付を行うため保険料の収納管理・徴収事務を行う。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	介護保険システムを導入し、保険料の賦課・収納管理事務について電算処理を行っている。また、保険料を普通徴収(納付書または振替による納付)により納付する方のうち、滞納(未納)がある方に対して徴収事務を行っている。
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	4,007	4,110	4,654	4,500
	一般財源				
	合計	4,007	4,110	4,654	4,500
人件費(概算)	人数(年間)	2.00	2.00	2.00	2.00
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	18,000	18,000	18,000	18,000
総事業費 +		22,007	22,110	22,654	22,500

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標(事務事業の活動量や実績)	第1号被保険者数(65歳以上の高齢者数)	9,786人	10,245人	10,870人	11,230人
成果指標(目的の達成度を測るものさし)	保険料収納率(%)	98.81	98.71	98.5	98.5
効率指標(主要活動単位当たりコスト)	第1号被保険者1名当たりコスト(人件費・円)	2,519円	2,398円	2,387円	2,003円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測、他市町村の動向等	平成15年度に法に基づく介護保険事業計画の見直しが行われ、結果として、高齢者の増加・給付費の伸びにより全国的に保険料が引き上げられた。本市においては、道内の市の中では先駆けて、保険料設定の見直し(6段階区分の導入等)を行い、保険料の上げ幅の抑制を行った。しかし、次回見直し時(平成18年度)には、更なる引き上げが予想されるが、この傾向は近隣市町村も同様と考える。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	保険者として市が実施すべき事務である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	介護期間の長期化や介護者の高齢化も進む中で、介護保険制度の充実が重要である。また、高齢者に保険料を賦課することは、自ら応分の負担をすることにより、サービスを利用しやすい仕組みとなり、目的は適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	賦課・収納管理事務においては、一部委託(運用支援)を行い、事務の効率化を図りながら適正に行っている。徴収事務においては、被保険者の経済状況に応じて、減免・分割納付を行っている。歳入予算は、確保している。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	現行介護保険制度の財源の約半分が40歳以上の方の保険料で賄われているが、今後高齢者・要介護者・給付費の増加に伴い、被保険者の保険料の負担が増加することが見込まれる。	介護保険法の改正による保険料負担対象者の拡大

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	保険料収納率は、98%後半であり、全国平均に比べても高い数値で推移している。また、件数としては少ないが、保険料を賦課し、納付相談をすることにより、要福祉高齢者の把握ができるようになった。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	保険料賦課・収納管理事務については、電算システムにより効率的に行われている。徴収事務については、1人当たりの滞納額の割りに業務量(督促・訪問調査)が多く、非効率となっている。ただし、年金からの特別徴収される方が被保険者の8割を占めること、将来サービスを受給する際に過去10年間の納付状況により給付の制限が生じることなどを考慮すると止むを得ない非効率性であると考ええる。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	保険料賦課については、資格管理と一体のものであり、当課で行うべき事務である。保険料収納管理・徴収事務については、適正かつ公平な介護保険の給付を行ううえで、当面は当課で行う事務と考えるが、保険料滞納者の多くは、年金の受給権がない方、受給額が少ない方であり、また他にも滞納がある方が多い。高齢化が進む中、安心して社会保険の給付が受けられるように、高齢者の滞納状況に一元的に対応する担当を設け、統合するなどの検討が必要と考える。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり、滞納整理事務については、効率性を高めるための一元化が可能かどうかについて、他関係部局と検討すること。